

# 第 1 問 答案用紙 (企業法)

|     |
|-----|
| 評 点 |
|     |

(注) 解答は、この答案用紙 1 枚で行うこと。

|            |   |
|------------|---|
| <b>問 1</b> | <p>会社が自己株式を取得するには、一定の手続規制及び財源規制が設けられている。本問は、会社が特定の株主から自己株式を相対で取得しようとする場合に該当する。</p> <p>この場合、株主総会が自己株式を買うことを取締役に授権する決議をすることが必要である (156 条 1 項)。株主総会は、普通決議により、会社が取得する株式の種類、総数及び総額、1 年を超えない範囲内の取得期間を決定し、自己株式の取得を取締役に授権することが必要である。これに加え、株主総会は、会社が、C のみに対し、取得株式数、対価及び株式の譲渡しの申込みの期限等の通知をする、すなわち、C とのみ相対取引することを特別決議により定めることが必要である (160 条 1 項)。この場合、C は、当該決議に参加することができない (160 条 4 項)。これは、特別利害関係が強固に存在するからである。</p> <p>この際、会社は、この決定をする時まで、A 及び B に対して、自己をも相対取引の相手方に加えたものを議案とすることを請求することができる (160 条 3 項)。これは、株主平等原則に配慮したものである。なお、会社の株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式の取得単価が 1 株当たりの市場価格以下であるときは、当該請求をすることができない。この場合には、他の株主は市場において C の売却条件と同等以上の条件でその所有株式を売却することができるからである (161 条)。</p> <p>次に、財源規制については、会社が自己株式を取得する場合には、会社に分配可能額がなければならない。(461 条)。会社が会社債権者に先んじて株主に会社財産を還元する事を防止するとの趣旨に出たものである。</p> |
| <b>問 2</b> | <p>(1) AB としては、当該株式会社の株式 200 株を 1 株に併合する旨の株主総会の特別決議をすることにより (309 条 2 項 4 号)、C を会社から追い出すことができる。特別決議を要することとしているのは持株数及び併合比率によっては、株主の地位を失う等株主に不利益を及ぼすおそれがあるからである。この株式併合により、併合後の保有株式数は、A が 3.5 株、B が 1 株、C が 0.5 株となるが、AC の各 0.5 株 (合計 1 株) は、競売し、代金を半分ずつ、AC に分配することとなる (235 条 1 項)。結果として、C は株式を失って、株式会社から追い出されることとなる。このようなことから、株式併合を決議する株主総会では、株式併合を必要とする理由を開示することが必要とされている (180 条 3 項)。</p> <p>(2) 上記の場合に、C としては、株主総会決議取消しの訴えを提起することが考えられる。故意に株主を排除するために行う併合決議は、多数決の濫用に該当するとして、831 条 1 項 3 号を類推し、取消原因となると構成することができる。また、上記の株式併合を必要とする理由の開示に関し、C の質問に対し説明をしないまま決議をした場合には、決議の方法の法令違反 (314 条) となるため、決議取消原因となる (831 条 1 項 1 号)。</p>   |